

内灘町復興まちづくり計画推進支援業務 特記仕様書

1 適用

本仕様書は、内灘町（以下、「発注者」という。）が発注する「内灘町復興まちづくり計画推進支援業務」に適用する。

2 目的

本業務は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による液状化被害を受けた地域を対象に、内灘町災害復興計画（まちづくり計画）に位置づけられた各取組について、事業化に向けた具体的な検討、地域住民や関係機関との協議を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 業務内容

本業務内容は、下記（1）～（7）を基本とするが、まちづくりの進捗状況や地元との協議において変更等が生じる場合は、甲、乙協議の上内容を変更する場合もある。

(1) 家屋等の早期再建を促す土地境界の明確化に関する検討

災害復旧事業により把握した被災前・被災後の官民境界位置や道路復旧に関する沿道地権者意向の収集状況を踏まえ、街区単位等での境界確定に向けた手法の検討を行う。

(2) 道路（県道・町道）の機能向上に関する検討

道路（県道・町道）の復旧に際し、各道路における機能向上の考え方や過去における協議検討状況を整理するとともに、復旧による機能回復に併せ、機能向上に資する道路拡幅や歩道設置等の具体的な施策のあり方の実現の可能性を検討する。また、これらの実現に向けた事業手法の検討や地権者・関係機関等との協議支援を行う。

(3) 地域力の向上・新たな居住者の誘導に関する検討

各地区における拠点となる施設を中心とした機能誘導や、新たな居住者の誘導に向け、市街化調整区域の課題解消の検討を含め、具体的な土地利用や誘導機能に関する可能性を検証するとともに、これらの誘導を実現する事業手法等を検討する。

(4) 地域の推進体制の運営支援

復興まちづくりに関する各取組みについて、事業化に向けた地元住民との合意形成の円滑化や、復興まちづくりに際した地域要望等の把握、復興まちづくりの過程やその後の持続的なまちづくり等を展望し、各被災地区協議会の運営支援を行う。

(5) 地元合意形成支援

災害復興計画（まちづくり計画）に位置づけた取組みに関する検討（上記（１）～（４））やそれを踏まえた計画の推進等について、各被災地区協議会との協議や地元説明会の支援を行う。

(6) 権利者意向調査

災害復興計画（まちづくり計画）に位置づけた取組みに関する検討（上記（１）～（４））において、具体的な事業手法や事業範囲等の合意形成に向けて、地権者等を対象とした意向調査等を実施する。

意向調査等の方法については、アンケート調査に加えて、希望者に対し個別面談を液状化対策実証実験の動向を踏まえながら、適切なタイミングで実施する。また、生活再建に対する考え方等を中心に、被災者に寄り添った方法を検討する。

(7) 庁内・関係機関協議支援

災害復興計画（まちづくり計画）に位置づけた取組みに関する検討（上記（１）～（４））、状況把握や、各取組み検討における整合性の担保を図るなど、各検討に関する庁内協議および国・県等の関係機関との協議支援を行う。

6 打合せ協議

事務局協議として、業務着手時、中間協議、成果品納入時を基本に、必要に応じ適宜、打合せを実施するものとする。

中間協議は概ね１回/２ヶ月程度を想定するが、発注者との協議の上、回数等を決定するものとする。

7 報告書作成

本業務で検討した事項について整理し、とりまとめを行う。

8 成果品

成果品とその提出部数は次の通りとし、業務完了時に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|----|
| ① 報告書（コピー製本） | ２部 |
| ② 原稿等を収めた電子媒体（CD） | １式 |